広島県教育委員会 NEWS RELEASE

広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現 報道提供資料 令和7年3月24日

課 名 文化財課

担 当 者 文化財保護係長 佐伯 匡芳

内 線 5021

直通電話 082-513-5021

「イシネ事務機」「後藤鉱泉所」が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和7年3月21日(金)、国の文化審議会(会長島谷弘幸)は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定に基づき文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

- イシネ事務機社屋(旧尾道警察署庁舎)(尾道市古浜町)
- 後藤鉱泉所店舗兼工場(尾道市向島町)

2 文化財の概要

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準			
イシネ事務機社屋 (旧尾道警察署庁舎)	明治 40 年/昭和 30 年移築、同 53 年改修		ー 国土の歴史的景観 に寄与しているもの			
特徴など						

かつて、市街地中央部に位置した、尾道警察署庁舎を移築し、事務所として転用した建物。 木造2階建て寄棟造り桟瓦葺きで外壁に縦長の上げ下げ窓を配す。洋風の外観が警察署庁舎の面 影を留め、地域の歴史を伝える貴重な遺構。





イシネ事務機社屋(旧尾道警察署庁舎)(左:北側外観、右:内部トラス架構)

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
後藤鉱泉所店舗兼工場	大正 15 年/昭和 10 年・同 27 年増築、同 31 年改修	木造二階一部平屋建、瓦 葺一部鉄板葺、建築面積 321 ㎡	ー 国土の歴史的景観 に寄与しているもの
	特徴	など	

向島にあるラムネなどの飲料製造販売所。敷地西側は工場及び倉庫を配し、東側は通りに面して店舗を増築し、全体に複雑な屋根構成とする。工場に製造機器を残すなど、町の賑わいを伝える店舗兼工場。





後藤鉱泉所店舗兼工場 (左:北東外観、右:工場内)

3 今後の予定

答申の3~6か月後に、登録原簿に登録予定。

登録有形文化財(建造物)とは

建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

<登録基準>

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定·県指定文化財等件数一覧

官報告示後

				日報口小饭
国 指 定 文 化 財 県 指 定 文 化			県 指 定 文 化 財	合計
L	種 別(種類)	件数	種別(種類) 件数	ПВІ
国宝	建 造 物	7		7
	絵画	2		2
	工 芸 品	16		16
	書跡 ・ 典籍 ・ 古文書	1		1
	小 計	26		26
	建 造 物	59	建 造 物 45	104
l	絵画	11	絵 画 52	63
重	彫刻	43	重 彫 刻 94	137
要	工 芸 品	61	要 工 芸 品 55	116
文化	書跡 ・ 典籍 ・ 古文書	20	文 化 書跡 · 典籍 · 古文書 51	71
財	考 古 資 料	5	財 考 古 資 料 18	23
	歴 史 資 料	5	歴 史 資 料 4	9
	小計	204	小 計 319	523
	重 要 無 形 文 化 財	0	無形文化財 2	2
	重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財 5	12
	重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財 67	71
	特別史跡 · 特別名勝	1		1
	特 別 史 跡	1		1
	特 別 名 勝	1		1
	特別天然記念物	2		2
記	史跡	29	記 史 跡 125	154
念物	名 勝	7	念 物 名 勝 6	13
- PAJ	天 然 記 念 物	15	天 然 記 念 物 114	129
			名勝天然記念物 1	1
	小計	56	小 計 246	302
	重要伝統的建造物群	4		4
	合 計	301	合 計 639	940

玉	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
玉	選定保存技術		
	国 登 録 文 化 財	登録有形文化財 (建造物)	313 (+2)
玉		登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3	

^{※1} 網かけ部分が、今回登録が答申される文化財に関係する部分である。

^{※2} 件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。()は変更件数。